

必要な書類一覧

①全ての方が必要な書類

1. 子どものための教育・保育給付認定申請書 (兼) 令和4年度事業所利用(調整)申込書(兼) 保育児童台帳
2. 就労証明書 または 保育を必要とする申立書
3. 保育所等の利用申込書類預かり書(兼) 重要事項確認書

②保育を必要とする事由により必要な書類

保育を必要とする事由	必要な書類	備考
就労 (会社・団体)	なし	・就労予定の場合、就労開始後に勤務中となった就労証明書の提出が必要です
就労 (自営業・農林水産業など) 詳細はP.34をご確認ください	《自営業主(個人事業主)》 ① 直近の確定申告書(税務署等提出分)、営業許可証、開業届等(税務署等提出分)のうち1点のコピー ② 主な取引がわかるもの(納品書、出荷伝票等のコピー) 《自営業専従者(自営業協力者)》 従事が確認できる直近の確定申告書(税務署等提出分)、直近の源泉徴収票等(税務署等提出分)のうち1点のコピー	・起業の準備は求職活動の事由となります ・提出が難しい場合は、給与明細書、給与台帳(源泉徴収簿)、開業届等(税務署等提出分)のコピー等から2点
就労 (育児休業から復職)	なし ☆就労証明書の「12.育児休業の取得(予定)期間、23.育児休業の短縮・延長への同意」について証明を受けている必要があります	・☆の記入が無い場合は、調整加点が付きません
就労 (産前・産後休暇から育児休業を取得せず復職)	復職申立書(加古川市の様式)	・提出が無い場合は、産前・産後休暇(育児休業)の点数が付きません
就労 (入所が決まり次第、育児休業期間を短縮する)	なし ☆就労証明書の「12.育児休業の取得(予定)取得期間、23.育児休業の短縮・延長への同意」について証明を受けている必要があります	・☆の記入が無い場合は、調整加点が付きません
妊娠・出産	母子健康手帳または妊婦健康診査費助成券等のコピー	・母の氏名と出産予定日が必要
疾病・障がい (障害者手帳を持っている場合)	障害者手帳等のコピー※	障害者手帳等 …療育手帳や介護保険証(要介護認定、要支援認定が記載されている場合に限る)などを含む
疾病・障がい (障害者手帳を持っていない場合)	診断書(原本) ※任意様式の場合は、保育ができない理由と回復までの見込み期間が記載されたものに限りです	※診断書は任意の様式でも構いませんが、加古川市のホームページからダウンロードすることもできます
常時介護・看護 (同居親族)	① 障害者手帳等のコピー※ ② 常時介護・看護が必要であることと、その見込み期間が記載された診断書等(原本) ③ 1週間の介護・看護スケジュール	・①は常時介護・看護が必要な方が所持している場合に限り ・②は障害者手帳等が無い場合のみ ※診断書・スケジュールの様式は加古川市のホームページからダウンロードできます
常時介護・看護 (長期入院等をしている親族)	① 障害者手帳等のコピー※ ② 常時介護・看護を行う必要があることと、退院までの見込み期間が記載された診断書等、または入院付添依頼書等(原本) ③ 1週間の介護・看護スケジュール	・①は常時介護・看護が必要な方が所持している場合に限り ※スケジュールの様式は加古川市のホームページからダウンロードできます
就学・職業訓練	① 在学証明書、または学生証のコピー ② 就学の期間、授業時間等がわかるもののコピー	①は学校教育法等に定められる教育施設の在学、または職業訓練受講中の証明書等
災害・復旧	罹災証明書等	
その他	状況に応じて異なりますので、幼児保育課までお問い合わせください	

※マイナンバーの情報連携により、障害者手帳(身体障害者手帳、精神障害者手帳)のコピーは提出を省略できる場合があります。
療育手帳、介護保険証等は省略できませんのでご提出ください。

③その他、状況により必要な書類

その他状況	必要な書類	備考
市内で引越し予定の方	引越し後の住所と引渡し日がわかるもの ※土地売買契約書や引越し業者の見積り書等は不可	利用希望月の前月末までに市内で引越し予定の方
加古川市外の方が加古川市内の保育所等を申し込む (転入予定の場合)	転入後の住所と引渡し日がわかるもの ※土地売買契約書や引越し業者の見積り書等は不可	利用希望月の前月末までに転入予定の方 詳しくはP.12をご確認ください

書類の入手方法

	書類名	入手可能場所	提出先
利用申込みする 全ての方が必要な書類	子どものための教育・保育給付認定申請書(兼)令和4年度事業利用(調整)申込書(兼)保育児童台帳	窓口、各保育所等、 ホームページ、 市民センター(一部)	窓口、 各保育所等、 市民センター
	就労証明書、保育を必要とする申立書		
	保育所等の利用申込書類預かり書(兼)重要事項確認書	窓口、各保育所等、 市民センター(一部)	
利用申込みする方の 状況により必要な書類	育児休業期間証明書 ※就労証明書の「12.育児休業の取得(予定)期間、23.育児休業の短縮・延長への同意」に関する証明の代用として使用可	窓口、 ホームページ	窓口、 各保育所等、 市民センター
	復職申立書		
	診断書		
	常時介護・看護等のスケジュール		
変更手続きに必要な 書類	入所希望保育所等変更届出書	窓口、 ホームページ	窓口、 各保育所等、 市民センター
	子どものための教育・保育給付(施設等利用給付)認定変更申請書(兼)申請内容変更届	窓口、各保育所等、 ホームページ	
その他の書類	保育所等利用申込(辞退・取下げ)届出書	窓口、 ホームページ	窓口、 各保育所等、 市民センター
	保育所等退所届	窓口、各保育所等、 ホームページ	
	育児休業中の保育の実施申立書	窓口、 各保育所等	
	就学前保育の実施申立書		
	口座振替(ゆうちょ以外) ※Web 口座振替受付サービスからでも手続き可	窓口、市民センター、 入所決定通知や9月保育料決定通知に同封	窓口、 加古川市内の 郵便局
	口座振替(ゆうちょ) ※Web 口座振替受付サービスからでも手続き可	窓口、市民センター、 加古川市内の郵便局	

一部の書類は加古川市ホームページからダウンロードすることができます。
(加古川市ホームページ⇒組織から探す⇒こども部⇒幼児保育課⇒子育て・教育⇒各種申請書)
また、下記のQRコードからも同じページを開くことができます。

